

よくある質問

事業への参加について

Q 1 7/30 の説明会に参加できなかったのですが、事業に参加できますか。

A 1 説明会に参加していない薬局も、事業への参加は可能ですので、是非ご参加ください。
県薬剤師会のホームページに掲載している説明会の資料をご覧ください、ご不明な点は県薬務課（電話：045-210-4967）にお問合せください。

Q 2 事業への参加申し込みの受付及び事業の開始はいつからですか。

A 2 7/30 の説明会終了時点から、事業への参加申し込みの受付を開始しています。
県薬剤師会のホームページの「事業参加フォーム」からお申込みください。
また、申し込みいただいた薬局から順次事業を開始してください。必要な様式等は県薬剤師会のホームページからダウンロードできます。

Q 3 参加申し込みの期限はありますか。

A 3 参加申し込みの期限は設けていません。
なお、参加薬局に提出していただく事業実施結果（記録用紙）の最終報告期限を令和元年 12 月 27 日（金）としていますので、できるだけ早めの申し込みをお願いします。

対象とする患者さんについて

Q 1 「来局日以外」の継続的な服薬指導とありますが、在宅対応で薬剤師が患者さん宅を訪問しているような患者さんは事業の対象になりますか。

A 1 在宅対応を実施している患者さんも対象とします。「来局日以外」を「薬剤交付時以外」と置き換えて対象の患者さんを選定してください。
なお、選定にあたっては、居宅を訪問することのみを理由とするのではなく、来局される患者さんと同様に、薬学的視点で本事業の対象とするフォローアップが必要な患者さんにあたるかを判断してください。

報告について

Q 1 説明資料に「1 薬局あたり 10 名以上を目標」との記載がありますが、10 名以上のフォローアップ対応を記録して報告しないといけませんか。

A 1 本事業の目標として掲げているのは、1 薬局あたり 10 名以上の患者さんをフォローアップしていただくことです。目標に達しない場合でも、フォローアップの事例の数によらず対応記録のご報告をお願いします。

Q 2 患者さんへのフォローアップは長期にわたるもので、1 つの課題が解決しても、来局いただく限り継続する必要がある場合もありますが、どこからどこまでを 1 つの記録として報告すればいいですか。

A 2 1 つの服薬上の課題への対応で、1 つの記録用紙に記録してください。1 つの課題を解決するために複数の対応をとったり、長期的に対応した場合でも、1 つの記録用紙に記録してください。